

男女共同参画社会の実現をめざして

2025年6月発行 編集・発行：忠岡町住民人権課 電話：22-1122 FAX：22-1127



女性の活躍推進のために

少子高齢化による労働人口の減少や、家族のあり方の多様性などにより、女性の社会進出が当たり前の社会となりました。

しかし、現在でも「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識や、結婚・妊娠・出産を理由に女性が離職する慣習は残っています。また、妊娠・出産を理由とした解雇や雇用形態の変更等の不当な扱いを受けたり、「女だから」という理由で心無い言葉を掛けられることもあります。

働く女性を傷つける言葉

「女は楽でいいよね」

この言葉の根底には、『女性は結婚したら仕事を辞めるもの』や『正規雇用で働かなくても良い』という固定観念が伺えます。女性の働き続けたい意思や個人の努力を完全に無視するものです。こういった考えがあると、女性には簡単な仕事しか任せられない可能性や昇進できない可能性があります。



「女のくせに生意気だ」

「女が男のやることに口を出すな」

この言葉は、女性が意見を主張した場合に言われることがあります。職場だけでなく、日常においても言われるものです。その根底には、『女性は男性よりも下にあるべき』や『女性は男性よりも劣った存在』という偏見が伺えます。

「まだ結婚しないの？」

「こどもは産まないの？」

この言葉の根底には、『女性は結婚をしてこどもを産むもの』という固定観念が伺えます。職場だけでなく日常においても言われるもので、結婚・出産に対するさまざまな事情や、どういう考えを持っているかを全く考慮していません。



「こどもがかわいそう」

この言葉は、働くためにこどもを預けている女性に対して言われるものです。その根底には、『こどもの面倒を見るのは母親の役目』や『母親はこどもが大きくなるまで働かずに一緒にいるべき』という固定観念が伺えます。

決して他人事じゃない！

性別を理由とした心無い言動は、女性にだけ起こるものではありません。男性にも起こり得ます。例えば、「男のくせに稼ぎが悪い」という言葉には、『男性がしっかり働いて家庭を支えるべき』という固定観念が伺えます。また、育児休暇や介護休暇を取得する際、男性も降格や制度利用の拒否等の不当な扱いを受けることがあります。



こうした考えは、こどもにも影響します。こどもの価値観の形成に、養育者の価値観は大きく関わってくると考えられるからです。そのため、性別で「女の子は家の手伝いをするもの」や「男の子は外で元気に遊ぶべき」など決めつけてしまうと、こどもの能力や個性を伸ばす機会が失われてしまいます。

(裏面に続く)

**傷つくことを言われたら？
～自分を責める必要はありません！～**

- ・どんな理由があっても悪いのは言った側です。業務上のミスが原因でも、「これだから女（男）は」等という性別を理由とした人を傷つける発言が許される訳ではありません。
 - ・「嫌だ」等の“NO”の意思表示をしましょう。傷ついていることを直接伝えるのが難しい場合は、手紙や人づてで伝える方法もあります。
 - ・身近な信頼できる人や相談窓口に話してみましよう。
- 個人の力だけでは解決することが難しい場合があります。会話の録音等、被害内容を記録しておく
とハラスメントの証拠になります。

**傷つけることを言ってしまったら？
～場合によってはハラスメントになるかも！～**

- ・相手が嫌がっていると感じたら、きちんと謝りましょう。
 - 不適切な言動をすぐに止めて、謝罪や反省の気持ちを示すことで、それ以上にハラスメントになることはありません。
 - ・自分では平気だと思っていなくても、相手が不快に感じている場合もあることに留意しましょう。
- 「相手が上司だから言いづらい」や「人間関係を気まずくしたくない」等のさまざまな理由で、意思表示できない場合があります。
- 「意思表示しない＝嫌がっていない」ではないことを理解しましょう。



役割分担が悪い？

役割分担そのものが悪い訳ではありません。性別で役割を決めつけるのではなく、話し合った結果、双方が納得の上で「男性が仕事をし、女性が家事をする」と決まった場合、その考え方も尊重されるものです。問題は、相手の考えや意見を無視して自分の価値観を押しつけることで、相手を傷つけてしまうことにあります。「男らしさ」や「女らしさ」という考え方も、相手に「こうあるべきだ」と強要してしまうと問題になります。

大切なのは、「性別」ではなく「その人自身の自分らしさ」です。職場や学校でも家庭でも、個人を尊重することが、すべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現のために求められています。

大切なのは、「性別」ではなく「その人自身の自分らしさ」です。職場や学校でも家庭でも、個人を尊重することが、すべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現のために求められています。



秘密は守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

★インターネット人権相談 ☞ https://www.jinken.go.jp/ (24 時間受付、後日回答 外国語 10 か国語対応可能)	★ LINE じんけん相談 ※友だち追加・認証が必要です。 8:30～17:15 (土日祝日・年末年始除く)
★男性のための電話相談【ドーン財団】 ☎ 06-6910-6596 第1・第4 水曜日 16:00～20:00 第2・第3 土曜日 11:00～15:00 (祝日・年末年始は他の週に切り替えて実施)	★はたらく女性の全国ホットライン【ACW2】 ☎ 0120-787-956 平日 18:00～21:00 土日祝日 14:00～17:00 (毎月、0と5のつく日)
★大阪府人権相談窓口【大阪府人権協会】 ☎ 06-6581-8634 ☎ 06-6581-8614 月～金曜日／第4日曜日 10:00～16:00 ！手紙、ハガキ等・メール・面談・LINE 相談あり 【LINE 相談 木・金曜日 18:00～22:00】 (電話、LINE 相談は祝日・年末年始除く)	★労働相談【大阪府労働相談センター】 ☎ 06-6946-2600 (労働) ☎ 06-6946-2601 (セクハラ・女性) 月～金曜日 9:00～12:15、13:00～18:00 ※木曜日のみ夜間(20:00)まで (祝日・年末年始除く) ！メール・オンライン相談あり／外国語対応あり